岩手県告示第 1068 号

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 29 条第 1 項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。 平成 18 年 11 月 17 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 工区に含まれる地域の名称 2工区 紫波郡矢巾町大字西徳田第一地割字沼田 30番1、30番2、30番5、31番2、34番2、49番1、64番1、73番1の一部、109番1、109番4、120番の一部、129番1、129番5、140番の一部、149番1、149番5、150番4、160番1の一部、175番1の一部、177番1、178番1、180番1、181番1の一部、183番5、185番1、186番1の一部及び188番2、大字西徳田第二地割字上谷地51番1、54番1の一部、84番1の一部、224番1の一部、225番1及び231番1並びに大字西徳田第五地割字田郷6番1、18番1及び228番5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 盛岡市内丸 19番1号 学校法人岩手医科大学